

第2号議案

業務規程の変更及び認可申請について

(案)

1. 間接送電権の導入等のため、別紙1のとおり業務規程の変更案を作成するとともに、電気事業法第28条の33第3号に基づき次回総会に付議する。
2. 前項の変更案が、総会で議決された後、電気事業法第28条の41第3項及び関係省令に基づき、別紙2により経済産業大臣に対し、業務規程の変更認可申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：業務規程変更案 新旧対照表

別紙2：業務規程変更認可申請書

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更</p>	<p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年 月 日変更</p>

業務規程

業務規程

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>(用語)</p> <p>第2条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～四二 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～四二 (略)</p> <p>四三 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する前日スポット取引において、市場分断が発生した場合に、供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。</p>
(新設)	<p>(間接送電権に係る運用容量及びマージンの通知)</p> <p>第133条の2 本機関は、間接送電権の取引等に必要な断面において当該連系線の運用容量及びマージンを卸電力取引所に通知する。</p>

変更前(変更点に下線)

変更後(変更点に下線)

(系統情報の公表)

第168条 本機関は、法第28条の40第8号及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。

2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表12-1に定めるところによる。

3 本機関は、第1項の公表業務に必要な情報の提供を会員に求め、必要な情報の提供を受ける。

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a)～(c) (略)	
(d)連系線に関する情報	
・空容量、運用容量、マージン、予想潮流(※7)、計画潮流(※8) 長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値(最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる) 年間：3か月先～第2年度末までの各月平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 月間：3週間先～2か月先までの各週平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 週間：3日先～2週間先までの日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値 翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値	長期：毎年3月末日(※6) 年間：毎年3月15日(※6) 月間：毎月20日(※6) 週間：毎週木曜日(※6) 翌々日：前々日15時(※3) 当日～翌日：受給日の前日17時(※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績：翌日0時 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。
・(新設)	

(続く)

(系統情報の公表)

第168条 本機関は、法第28条の40第8号及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。

2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表12-1に定めるところによる。

3 本機関は、第1項の公表業務に必要な情報の提供を会員に求め、必要な情報の提供を受ける。

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a)～(c) (略)	
(d)連系線に関する情報	
・空容量、運用容量、マージン、計画潮流(※7) 長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値(最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる) 年間：3か月先～第2年度末までの日別の昼間帯／夜間帯の値	長期：毎年3月末日(※6) 年間：毎年3月15日(※6) 月間：毎月20日(※6) 週間：毎週木曜日(※6) 翌々日：前々日15時(※3) 当日～翌日：受給日の前日17時(※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績：翌日0時 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。
・予想潮流(※8) 年間：3か月先～第2年度末までの各月平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 月間：3週間先～2か月先までの各週平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 週間：3日先～2週間先までの日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値 翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値	年間：3か月先～第2年度末までの各月平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 月間：3週間先～2か月先までの各週平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 週間：3日先～2週間先までの日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値 翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値

(続く)

変更前(変更点に下線)

変更後(変更点に下線)

(続き)

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(e) 地内基幹送電線に関する情報(※9) ・予想潮流(※7) 長期：第5年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第1年度の最大需要時の系統図及び値	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 当日：当日0時 実績：翌日0時
・運用容量 長期：第5年度の最大需要時の値 年間：第1年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の値 実績：当日の最大需要時の値	
(f)～(i) (略)	

(続き)

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(e) 地内基幹送電線に関する情報(※9) ・予想潮流(※8) 長期：第5年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第1年度の最大需要時の系統図及び値	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 当日：当日0時 実績：翌日0時
・運用容量 長期：第5年度の最大需要時の値 年間：第1年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の値 実績：当日の最大需要時の値	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 当日：当日0時 実績：翌日0時
(f)～(i) (略)	

(※1) 「系統情報ガイドライン」による。

(※2) 最新の供給計画において記載されているものとする。

(※3) 公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。

(※4) 全国計は、50／60Hzエリア別合計、9社合計及び10社合計

(※5) 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準ずる。

また、当該公表があったときは、本機関が事後検証を行う。

(※6) 長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。

(※7) 長期から翌々日を対象とする。なお、第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。(※8) 当日から翌日を対象とする。

(※9) 電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため、原則として公開しない。

(※10) 作業開始・終了時刻の実績の公表は、連系線及び連系線の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。

(※11) 一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。

(※1) 「系統情報ガイドライン」による。

(※2) 最新の供給計画において記載されているものとする。

(※3) 公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。

(※4) 全国計は、50／60Hzエリア別合計、9社合計及び10社合計

(※5) 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準ずる。

また、当該公表があったときは、本機関が事後検証を行う。

(※6) 長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。

(※7) 当日から翌日を対象とする。(※8) 第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。

(※9) 電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため、原則として公開しない。

(※10) 作業開始・終了時刻の実績の公表は、連系線及び連系線の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。

(※11) 一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。

(新設)

(発電設備等の情報に関する掲示板の導入)第190条の3 本機関は、会員その他電気供給事業者間の取引による発電設備等の有効利用を図るために、本機関のウェブサイトにおいて、会員その他電気供給事業者が発電設備等に関する情報を提供することのできる機能を有する掲示板を設ける。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>附則(平成29年9月6日) (経過措置可否判定)</p> <p>第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。但し、経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>2 本機関は、経過措置可否判定において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置の対象として定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値<u>の範囲内となる</u>場合 全ての経過措置計画 二 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値を超過する場合 当該経過措置計画に対して減少処理(附則第8条に定める。)を行い、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画 	<p>附則(平成29年9月6日) (経過措置可否判定)</p> <p>第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。但し、経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。</p> <p>2 本機関は、経過措置可否判定にあたって、<u>経過措置の対象日の前々日12時までに、卸電力取引所から、発行された間接送電権の量</u>(以下「間接送電権発行量」という。)の通知を受ける。</p> <p>3 本機関は、経過措置可否判定において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを経過措置の対象として定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値<u>から間接送電権発行量の値を減じた値を超過しない</u>場合 全ての経過措置計画 二 各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値<u>から間接送電権発行量の値を減じた値を超過する</u>場合 当該経過措置計画に対して減少処理(附則第8条に定める。)を行い、当該減少処理後の値に更新した経過措置計画
<p>附則(平成29年9月6日) (減少処理)</p> <p>第8条 本機関は、経過措置可否判定において、各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値を超過した場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値<u>の範囲内となる</u>まで経過措置計画の値を減少する(以下「減少処理」という。)。</p> <p>2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。但し、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。</p> <p>3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。</p>	<p>附則(平成29年9月6日) (減少処理)</p> <p>第8条 本機関は、経過措置可否判定において、各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値<u>から間接送電権発行量の値を減じた値を超過した</u>場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値<u>から間接送電権発行量の値を減じた値(但し、値が負の場合はゼロ)</u>まで経過措置計画の値を減少する(以下「減少処理」という。)。</p> <p>2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。但し、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。</p> <p>3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。</p>
(新設)	<p>附則(平成31年 月 日) (施行期日)</p> <p>本規程は、平成31年 月 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>